

平成24年12月18日
鳥取県立米子高等学校

気象警報発令時の措置について

保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろより本校の教育に対しましてご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本校では気象警報発令時の措置について規定を設けておりますが、現在の規定では、自宅待機か登校かの判断に苦慮する場合がある、自宅待機中に警報が解除されても登校手段の確保が困難である、等の点が指摘されております。についてはPTA役員会にもお諮りした結果、下記のとおり改定いたします。年度途中の変更でご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解のうえご協力をお願いいたします。

記

- 1 気象条件等により登校が困難と判断される場合は臨時休校とし、前日あるいは早朝に学校のホームページ、メールサービス等で連絡する。
- 2 気象警報発令中であっても登校可能な場合は授業を行う。ただし、公共交通機関の乱れにより欠席・遅刻した場合は公欠扱いとする。
- 3 この規定は平成25年1月より施行する。